

物件調書

1 売買物件に関する基本情報の告知

所在	地番	公簿地目	公簿面積
津市香良洲町字新開地	6077番2	雑種地	5,115㎡

接面道路の状況	南側 市道新開地12号線 幅員約3m(要セットバック) 西側 市道新開地2号線 幅員約5m
都市計画	津都市計画区域、市街化区域、工業専用地域、建ぺい率 60%、容積率 200%
その他法令などの規制	
電気	引き込みは可能ですが、詳しくは電気事業者へ問い合わせる必要があります。
ガス	都市ガスは非対応のエリアです。詳しくはガス事業者へ問い合わせる必要があります。
上水道	接面道路に本管はありませんが、引き込みは可能です。詳しくは上下水道事業局へ問い合わせる必要があります。
下水道	下水道への接続は可能ですが、詳しくは上下水道事業局へ問い合わせる必要があります。
特記事項	<p>① 売買物件は、本市が長年雑種地(従前の地目は畑)として管理していましたが、令和2年6月19日を始期とする土地賃貸借契約に基づき、資材置き場として民間事業者へ貸借しており、当該契約は令和6年3月31日をもって満了となるため、同日までに原状復旧の上、本市に返還される予定です。</p> <p>② 上記①の事情から、本市から買主(落札者)への所有権の移転時期は、令和6年4月1日になります。ただし、売買代金が同年3月29日までに完納されない場合は、売買代金の完納までの間、所有権移転を留保します。</p> <p>③ 売買物件の南側には、電力事業者が所有する電力柱が設置されていますが、当該電力柱を残置したまま所有権移転します。所有権移転後の電力柱の継続設置に係る手続については、買主と電力事業者の間で行う必要があります。</p> <p>④ 本市においては、売買物件の土壌汚染調査、地中埋設物、残置物の確認調査等は実施しておらず、売買時において本市は有害物質等の存否を認知していません。</p>

	<p>⑤ 登記所に公図及び令和 5 年作成の地積測量図が備え付けられています。</p> <p>⑥ 売買物件には、上記の諸事情がありますが、本市は、上記諸事情による契約不適合責任を負わず、買主は、本市に対し、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、契約の解除及び損害賠償請求をすることはできません。</p>
--	--